

発議第 11 号

労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改正に反対する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 26 年 6 月 12 日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

〃 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改正に反対する意見書

現行労働者派遣法は、企業が同じ業務で派遣を使えるのは原則1年間、最長でも3年間に制限されているが、政府が閣議決定した労働者派遣法改定案は、派遣労働者を受け入れる機関の上限を事実上、取り払い、3年毎に人が交代すれば、同じ業務をずっと派遣労働者に任せられるようにしている。

総務省の就業構造基本調査（2012年度）によれば、北海道の非正規雇用は約95万6,800人で、10年前と比べて15万5,000人も増加している。この5年で4.6%増と異常な伸びになっている。派遣法改定案は、こうした増え続ける派遣労働者の正社員になる道を閉ざし、不安定雇用のまま、「生涯ハケン」を押し付けることになる。

政府の経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議では、労働基準法で「1日8時間、週40時間」と決められている労働時間の上限を実質的に取り払うことが提案された。国が労働時間の上限の基準を示すだけで、労使が合意すれば、一般の社員でも労働時間の対象外にできるというものである。どんなに長く働いても残業代はゼロとなり、長時間労働、「過労死」の蔓延にもつながり、労働者の生活を根底から脅かすことになる。

よって、政府においては、道内の不安定雇用をますます広げ、北海道経済を深刻化させかねない、労働者派遣法の改正、労働基準法の労働時間上限撤廃をおこなわないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月12日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣